

# 三重県公報

号 外

昭和三十三年四月十五日

月 曜 日

## 目 次

- 告 示
- 一 市村の廃置分合に伴う人口
  - 一 村の区域内の字の区域設定
  - 一 市の区域内の町の区域設定
  - 選管告示
  - 一 市町村の廃置分合に伴う選挙権を有する者の三分の一の数
- 三 二 一 一

## 告 示

### ◎三重県告示第二百七十三号の二

昭和三十三年四月十五日から鈴鹿郡三鈴村を廃し、大字南小松、鹿間、和無田及び野田の区域を四日市市に編入し、大字下大久保、岸田、大野、山本、小岐須及び小社の区域を鈴鹿市に

編入するに伴い、地方自治法施行令第七十六条及び第七十七七条の規定による鈴鹿郡並びに四日市市及び鈴鹿市の人口は次のとおりである。

昭和三十三年四月十五日

三重県知事	田 中 覚
鈴鹿郡	一五、九四二人
四日市市	一七九、七三七人
鈴鹿市	八五、七四八人

### ◎三重県告示第二百七十三号の二

鈴鹿郡三鈴村において昭和三十三年四月十二日から次のとおり村の区域内の字の区域をあらたに画した旨、地方自治法第二百六十条第一項の規定により届出があつた。

昭和三十三年四月十五日

三重県知事 田 中 覚

鈴鹿郡三鈴村大字大野のうち字焼印、大栗、東野、馬場久保、東久保、牧ヶ久保、前ヶ野、西能褒野、能褒野及び一宮

右の区域をあらたに画して鈴鹿郡三鈴村大字椿一宮とする。  
 鈴鹿郡三鈴村大字下大久保のうち字北開戸田、南開戸田、花川、西山、南寺井のうち一七九から一八六まで、一八六のから一八六の四まで、一八七の一、一八八から一九八まで、一九八の一、二八二八、二八二九、二八二九の二から二八二九の九まで、二八二九の一九、二八二九の二〇及び大字岸田字六名のうち一五四一の五、一五四一の六、一五四一の一三、一五四一の一五、一五四一の一六、一五四一の一八から一五四一の三六まで、一五四二の六から一五四二の一まで、一五四三の一右の区域をあらたに画して鈴鹿郡三鈴村大字花川とする。

◎三重県告示第百七十三号の四

四日市市において、市村の廢置分合に伴い、昭和三十二年四月十五日から次のとおり市の区域内の町の区域をあらたに画した旨、地方自治法第二百六十条第一項の規定により届出があつた。

昭和三十二年四月十五日

三重県知事 田 中 覚

旧三重郡水沢村の区域をあらたに画して四日市市水沢町とする。

旧三重郡保々村大字中野の区域をあらたに画して四日市市中野町とする。

旧三重郡保々村大字小牧、長深及び南大社の区域をあらたに画して四日市市小牧町とする。

旧三重郡保々村大字市場の区域をあらたに画して四日市市場町とする。

旧三重郡保々村大字西村の区域をあらたに画して四日市市西村町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字南小松の区域をあらたに画して四日市市南小松町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字鹿間の区域をあらたに画して四日市市鹿間町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字和無田の区域をあらたに画して四日市市和無田町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字野田の区域をあらたに画して四日市市水沢野田町とする。

◎三重県告示第百七十三号の五

鈴鹿市において、市村の廢置分合に伴い、昭和三十二年四月十五日から次のとおり市の区域内の町の区域をあらたに画した旨、地方自治法第二百六十条第一項の規定により届出があつた。

昭和三十二年四月十五日

三重県知事 田 中 覚

旧鈴鹿郡三鈴村大字大野の区域をあらたに画して鈴鹿市大久保町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字山本の区域をあらたに画して鈴鹿市山本町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字小岐須の区域をあらたに画して鈴鹿市小岐須町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字小社の区域をあらたに画して鈴鹿市小社町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字岸田の区域をあらたに画して鈴鹿市岸田町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字椿一宮の区域をあらたに画して鈴鹿市椿一宮町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字下大久保の区域をあらたに画して鈴鹿市下大久保町とする。

旧鈴鹿郡三鈴村大字花川の区域をあらたに画して鈴鹿市花川町とする。

選 管 告 示

◎選管告示第九号

市町村の廢置分合に伴う地方自治法第八十条第一項の規定による三重県議会議員選挙の左記選挙区における選挙権を有する

者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

昭和三十二年四月十五日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

選挙区	三分の一の数
四日市市	三五、六七四
伊勢市	一九、四二〇
鈴鹿市	一六、九五四
三重郡	三、六三六
鈴鹿郡	三、一八〇
度会郡	一八、四八八

購読料

一月 二一〇円

一年

二、五〇〇円

昭和三十三年四月十五日印刷発行

津市栄町一丁目

三重県公報（第三種郵便物認可）

津市広明町三二五番地

三

重

県

庁

印刷所

三重

県

印

刷

所

三重県庁代表 電話津(三)二二二番